



食品衛生月間における広報活動及び巡回指導について

1 食品衛生月間について

8月を食品衛生月間と定め、夏季に多発する食中毒の防止と食品衛生管理の向上を図るなど食品衛生思想の普及・啓発を推進する。

2 食品衛生啓発推進について

- (1) 令和8年度食品衛生月間ポスターを保健所及び浜北支所に掲示する。

掲示期間：8月1日（土）～8月31日（月）

- (2) 浜松市公式X（旧Twitter）「てんこちょ浜松」へ、食品衛生啓発に関する掲示を行う。

掲載日時：7月31日（金）16時00分ごろ

- (3) 浜松市のホームページに、食品衛生月間についてのページを作成し、啓発活動を行う。

掲載期間：8月1日（土）～8月31日（月）

- (4) 庁内モニターに、食品衛生月間の動画を流し、啓発活動を行う。

表示期間：8月1日（土）～8月31日（月）

- (5) 市内食品衛生協会及び食品衛生推進員が行う啓発活動に協力する。

・浜松市食品衛生協会

日時及び場所：8月7日（金）午後2時30分～3時00分

イオンモール浜松志都呂（セントラルコート）

内容：食品衛生啓発用物品（ボールペン）配布、食品販売施設の巡回監視 等

3 監視指導について

- (1) 食品衛生監視員による食品取扱施設の一斉監視指導（7～8月）

対 象 施 設：飲食店、大量調理施設、生食用食肉等を取扱う施設 等

監 視 内 容：食品製造等における衛生管理の確認、記録の作成・保存の確認、消費期限の表示の確認 等

- (2) 食品衛生推進員による食品営業施設の巡回指導

対 象 施 設：浜松市内の食品取扱営業施設

内 容：食品の衛生的な取扱い、施設の衛生指導、啓発活動（食品衛生月間ポスター配布）

4 イベント等の監視指導について

食品衛生監視員による飲食を提供する露店の一斉監視指導

対 象 施 設：中野町煙火大会（8月14日）に出店する露店

監 視 内 容：営業許可証、クーラーボックス等の設備及び提供するメニューの確認 等

《参考》令和7年（1月～12月）及び令和8年（7月23日現在）の食中毒発生状況

	令和7年		令和8年	
	発生件数	患者数	発生件数	患者数
浜松市	9	498	3	185
静岡県	26	812	11	443